二　年度別の電力量の供給に関すること		
三　電気の取引に関すること		
月別の最大電力の供給に関すること	初年度及び第二年度	
月別の電力量の供給に関すること	初年度	
［略］	［略］	［略］

2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

［略］	［略］
配電事業者	一　様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書 二　供給区域内において行う電気の供給に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力量想定書 三　供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力確保状況について記載した様式第三十三の二の調整力確保計画書 四　供給区域における周波数の標準周波数に比した変動の割合について、前年度の実績を記載した様式第三十七の周波数滞在率実績表 五　様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面

［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
［略］	［略］	［略］

2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

［略］	［略］
［新設］	［新設］

［略］	［略］
特定卸供給事業	様式第三十六の初年度及び第二年度における電気の取引に関する計画書

3・4　［略］

（あっせん及び仲裁に関する通知の方法）

第四十七条の五　令第二十六条、第二十七条第二項、第二十九条第二項及び第三十条（これらの規定を令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2　令第二十六条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

（名簿の記載事項）

第四十七条の六　令第二十八条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～三　［略］

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第四十七条の七　令第三十四条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一～五　［略］

第二章の二　電気使用者情報の利用及び提供

（認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請）

第四十七条の十の二　法第三十七条の四の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	

3・4　［略］

（あっせん及び仲裁に関する通知の方法）

第四十七条の五　令第七条、第八条第二項、第十条第二項及び第十一条（これらの規定を令第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2　令第七条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

（名簿の記載事項）

第四十七条の六　令第九条の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～三　［略］

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第四十七条の七　令第十五条の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一～五　［略］

［新設］